児童手当の現況届はお済みですか？

児童手当を受給している方は、６月中に「現況届」の提出が必要です。これは、６月１日現在における状況を届け、引き続き手当を受けることができるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合、６月分以降の手当が受給できなくなりますので、まだ提出されてない方は早めに提出してください。「現況届」の用紙は６月上旬に受給者宛に郵送しています。必要な添付書類とともに郵送、または窓口に提出してください。（公務員の方は勤務先での手続きになります）

また、平成24年６月分から、所得制限が導入されます。限度額を超える場合には、手当額が一律５，０００円になります。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
０人	622万円	833.3万円
１人	660万円	875.6万円
２人	698万円	917.8万円
３人	736万円	960万円
４人	774万円	1,002.1万円
５人	812万円	1,042.1万円

【問い合わせ】
子育て支援課　TEL９３４-２２５０

◆児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について◆

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚等によって、父（母）と生計を同じくしていない児童（父（母）が重度障がい者の場合を含む）について、手当を支給することにより、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当てを支給する制度です。
要件	国内に住所を有する（留学中の場合等を除く）中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童（障がい児については20歳未満）を監護している母（父）、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 ただし、公的年金を受けることができる場合は受給できません。	精神または身体に障がいを有する児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は受給できません。
月額	≪平成24年６月分～≫ ○３歳未満（一律）15,000円 ○３歳以上小学校修了前 （第１、第２子）10,000円 （第３子以降）15,000円 ○中学生（一律）10,000円 ※養育する児童（満18歳以後の最初の３月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第１子、第２子…と数えます。 ○特例給付（所得制限額以上）（一律）5,000円	≪平成24年４月分～≫ ○全部支給　41,430円 ○一部支給　41,420円～9,780円 ２人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第２子5,000円、第３子以降一人につき3,000円 所得が一定以上の場合は手当が支給されません。（所得制限額はそれぞれ違います。）	≪平成24年４月分～≫ ○１級の方　50,400円 ○２級の方　33,570円
支給日	10月、２月、６月の10日	８月、12月、４月の11日	８月、11月、４月の11日
	支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。		
現況届提出月	６月	８月	８月
	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。		

問い合わせ
◆児童手当、児童扶養手当について…子育て支援課子育て支援係　TEL９３４－２２５０
◆特別児童扶養手当について…健康福祉課福祉係　TEL９３４－２２７８

平成24年度　中央公民館講座
「夏休み親子体験講座　チャレンジクラブⅡ」受講者募集

毎日一生懸命に頑張っているお父さん・お母さん、夏休みにちょっとひと息ついて、かわいいお子様と一緒に楽しい思い出作りに参加してみませんか？

◆活動計画
第１回　【７月24日（火）】
『パティシエに学ぶスウィーツフィナンシェ作り』
・時間　10時～13時
・場所　し～ず・うみ　調理室
・材料費　１人当り３００円

第２回　【８月22日（水）】
『韓国で人気上昇中のおやつホットク作り』
・時間　10時～13時
・場所　し～ず・うみ　調理室
・材料費　１人当り３００円

第３回　【８月25日（土）】
『段ボールで箱迷路を作ろう』
・時間　10時～13時
・場所　中央公民館　大研修室
・材料費　１人当り１００円

◆対象
町内在住の小学校１年生～６年生

◆募集定員
各回、それぞれ親子18組ずつ

◆抽選日時
７月３日（火）９時～21時
◆抽選場所
社会教育課
（住民福祉センター内）

なお、抽選にご欠席の場合は辞退とさせていただきます。
応募者数が募集定員内の場合は、抽選日前までに受講決定通知をお送りします。

◆申込期間
６月15日（金）～26日（火）
◆申込・問い合わせ
社会教育課
地域活動指導員（藤木）
TEL９３３-２６００
FAX９３３-２７４１

し～ず・うみ～心と生き方～「あすばる出前講座」ｉｎ宇美
男女共同参画社会推進講座
「生活力」と「聴く力」〈全３回〉

宇美ネットワークみらい樹との共催で、『「人と関わる力」を学ぶ』をテーマに、講座を開催します。

①「正しいパンツのたたみ方」
日時　７月14日（土）13時半～15時半
講師　大阪府立八尾北高校 家庭科教諭
南野　忠晴氏

人生を豊かに過ごすための「家庭科（暮らし方）」について伺います。
講師は、男性としては珍しい家庭科の先生です。自立、家族、夫婦について改めて考えてみませんか。新鮮な暮らし方が見えてくるかもしれません。
※この回のみ手話通訳あり。

②「暮らしや仕事で生かせる傾聴」
日時　７月28日（土）13時半～15時半

③「子育てに生かせる傾聴」
日時　９月29日（土）13時半～15時半

※②、③共通
講師　日本ソーシャルコーチ協会理事長
冨岡　郁雄氏
定員　30名

「人（子ども）に寄り添う聴き方」を通して、家庭でも社会でも必要なコミュニケーション力を「聴く力」から学びます。

参加無料
※①～③共通
託児あり（保険料１００円）※開講４日前までにお申し込みください。
場所　し～ず・うみ
申込・問い合わせ　TEL９３２-０３６５／FAX９３２-０５７８